

平成24年度の後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

保険料の支払方法・納期

- 原則、年金からのお支払い(特別徴収)となります。ただし、次の方は除きます。
 - ①年金の額が年間18万円以下の方
 - ②介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合
 - ③「年金からのお支払い」を中止し、「口座振替」へ変更申出した方
- 年金からのお支払いとならない方は、口座振替や納付書などで個別に納めていただきます。(普通徴収)
(7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合もあります。)
- 保険料の納期は、7月から翌年2月の毎月月末です。(ただし12月は25日)
納期限が土・日曜日の場合は、翌日または翌々日となります。

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者の所得に応じて負担していただく**所得割額**と、被保険者全員に等しく負担していただく**均等割額**を合計して、個人単位で計算されます。なお、1人あたりの上限額は55万円です。(平成23年度は50万円でした。)

$$\text{保険料額 (百円未満切捨て)} = \text{所得割額 (所得金額 - 330,000円) \times 所得割率8.55\%} + \text{均等割額 43,510円}$$

保険料率は2年ごとに見直しを行っており、平成24・25年度の保険料率は上のように決定しました。(平成23年度は均等割額41,844円、所得割率7.85%でした。)

保険料(均等割額)の軽減

世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の**所得金額の合計**により、均等割額が軽減されます。ただし、65歳以上の方の年金所得については、さらに15万円が控除されます。

所得金額の合計が33万円以下の世帯で
世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない)

▶ 均等割額を9割軽減

所得金額の合計が33万円以下の世帯で、9割軽減に該当しない場合

▶ 均等割額を8.5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え
33万円+(24.5万円×世帯主を除く、世帯の被保険者数)以下の世帯

▶ 均等割額を5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下の世帯

▶ 均等割額を2割軽減

保険料(所得割額)の軽減

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が
58万円以下の方

▶ 所得割額が5割軽減

<社会保険などの健康保険の被扶養者であった方の軽減>
後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方

▶ 均等割額が9割軽減
所得割額は課せられません

問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111(内線227・217)